平成２１年（フ）第９９９４号
埼玉県八潮市大字大曽根1400―８
破産者　岡本　長子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１００１３号
埼玉県越谷市大沢３丁目17―28、開始決定時の住所埼玉県越谷市大沢1287―５
破産者　尾崎　　淳
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１０２５１号
東京都江東区北砂６丁目１―10―405
破産者　鈴木　一隆
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１１４３号
東京都新宿区四谷３丁目９番地
破産者　株式会社イースタンクリエイト
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１２２３号
東京都新宿区赤城下町78―Ｃ―101
破産者　才記　茂昭
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２４７７号
東京都練馬区大泉学園町５丁目６―13
破産者　橘田いく子
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５０１号
東京都文京区水道１丁目４番７号
破産者　互興産業株式会社
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５０２号
神奈川県川崎市高津区溝口５丁目10―12―203
破産者　高橋　政國
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５３３号
神奈川県川崎市高津区久本３丁目５番１―603号
破産者　有限会社ワィ・ティ・ティ
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２５７７号
東京都千代田区外神田３丁目７番３号
破産者　有限会社クールス
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６０３号
東京都世田谷区駒沢４丁目７―４
破産者　木原　令夫
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６１２号
千葉県柏市大津ケ丘１丁目56番地５
破産者　合資会社ティップ
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６１３号
千葉県野田市山崎2558―17
破産者　岩崎　拓也
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６１４号
千葉県八千代市村上南３丁目５―３―305
破産者　高橋ユカリ
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６２８号
沖縄県那覇市古波蔵３丁目３番17号
破産者　有限会社アース・プランニング
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６６１号
東京都北区浮間３丁目３番２―703号
破産者　有限会社遊エンタープライズ
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６６６号
東京都葛飾区東新小岩７丁目１番４号
破産者　有限会社本橋電工
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６６７号
東京都葛飾区西新小岩５丁目１―９
破産者　本橋　和徳
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６８３号
神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目29―30―202、開始決定時の住所神奈川県伊勢原市東大竹２丁目21―１―101
破産者　藤井　　浩
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６９１号
神奈川県鎌倉市七里ガ浜東４丁目５番14号
破産者　有限会社アンセルモ
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２６９２号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原390
破産者　木村　浩已
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２７２０号
東京都大田区南久が原２丁目11番13号
破産者　有限会社小西工業所
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部